

2023年4月5日

お客様各位

日本ライナー株式会社

労働安全衛生法 がん原性物質対象製品のお知らせ

拝啓 貴社益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立て賜り厚く御礼申し上げます。主題の件につき、下記の通りお知らせいたします。

敬具

記

昨年の5月31日に労働安全衛生規則が改正公布され、がん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの（以下、「がん原性物質」）を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に対して、作業記録等の30年保存が定められ、更に、12月26日公布の告示「労働安全衛生規則第577条の2第3項の規定に基づき、がん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの」でがん原性物質自体の詳細が明らかになりました。本則は本年4月1日が施行日になっており、現在SDS改訂作業を鋭意対応中ではございますが施行日までに改訂作業が終了できないため、今般、厚生労働省の助言を受けた日本塗料工業会の方針により、まず対象製品リスト（令和5年4月1日適用分）をお知らせすることに致しました。

なお、本年8月には弊社全製品のSDSの一括更新の実施を計画しており、その際には第15項にがん原性物質である旨の記載を予定しております。対象となる製品につきましては更新後に提供させていただきます。SDSにて詳細をご確認頂きたく、お願い申し上げます。

お手数をおかけしますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

対象製品リスト

対象品名	がん原性物質	CAS番号
ロードライン3000 黄鉛・クロムフリー	結晶性二酸化硅素（石英）	14808-60-7
ロードライン7000 黄鉛・クロムフリー	結晶性二酸化硅素（石英）	14808-60-7
エバーライン シーラーB	ナフテン酸蒸留分の水添酸処理 溶剤抽出物	64742-52-5

以上